

納税の潮

Nouzei no Usio No.171

確定申告

ネットなら
便利!

国税庁ホームページで
申告書が作成できます。

作成した申告書は...

e-Taxで送信

を準備して所得税の
確定申告を送信すると、

最高3,000円の税額控除
添付書類の提出省略
送付がスピーディー

印刷して送付

| 申告と納税 | | 振替納税をご利用の方 |
|--|--|--|
| <p>所得税・贈与税 3月15日(金)まで</p> | <p>消費税及び地方消費税(個人事業者) 4月1日(月)まで</p> | <p>(振替日) 申告所得税 4月22日(月) 消費税及び地方消費税 4月24日(水) <small>(個人事業者)</small></p> |
| <p><small>所得税の確定申告の税務署での相談・申告書の受付は、2月18日(月)からです。</small></p> | | |

所得等 の 確定 申告 会場 及び 開設 日程

須磨税務署では、平成24年分の所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告会場を次の日程で開設します。
 (ご注意) ・神戸市立水産会館での申告相談は行っておりません。
 ・各会場へは、公共の交通機関をご利用ください。

※表内の「●」印は開設日を示す。

| 会場 | 開設時間 | 2月 | | | | | | | | | | | | | | | 3月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 須磨税務署 <small>JR「須磨」南公園駅「から南」徒歩3分 (須磨区衣掛町5-2-18)</small> | 9:00~17:00 | 2月1日(金)~7月15日(金)の間は、須磨税務署の駐車場はご利用いただけません。 税務署周辺は駐車禁止区域となっておりますので、公共の交通機関をご利用ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 垂水年金会館4階大ホール <small>JR「山手」垂水駅「南」徒歩7分 (垂水区平磯1-2-5)</small> | 9:30~12:00 13:00~16:00 | 会場の受付終了時間は、午前11時、午後3時ですが、混雑の状況により早めに受付を終了させていただく場合があります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 還付申告センター <small>年金受給者 給与所得者 の方を対象 プレテ11番館4階 プレ・テイホール (西區住吉6-2-3)</small> | 10:00~16:00 | 2月6日(水)は開設していませんのでご注意ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広域申告センター <small>神戸クリスタルタワー 3階 JR「神戸駅」南出口「から徒歩5分」(中央区京町町1-1-3)</small> | 9:00~17:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

問い合わせ先：須磨税務署 ☎078-731-4333(代表) (※自動音声によりご案内しております。)



会員募集中！ 取引先の方をご紹介ください。

◎ 年末調整説明会の開催（11月27日・28日）

平成24年分年末調整説明会が、須磨納税協会と須磨税務署との共催で、昨年11月27日に須磨区民センター、同28日に垂水レバンテでそれぞれ開催されました。講師は須磨税務署及び神戸市役所の担当官で、ビデオ上映を交えての説明会でした。参加された方は、それぞれ103名・161名でした。



◎ 納税協会連合会青年部会主催の 第5回「青年の集い」京都大会に参加（11月29日）

ホテルグランピア京都において第5回「青年の集い」京都大会が開催され、法人税青会員・個人青年部員計9名が参加しました。この「青年の集い」は今年で5回目となるもので、近畿2府4県の全青年部会員の交流の場として、約千名を超える参加者がありました。集いでは、株式会社京都ホテル社長の平岩孝一郎氏による「経営に活かす経済の読み方」と題した講演があり、参加者一同熱心に聴き入りました。講演会終了後のレセプションでは、舞妓さんと芸妓さんの京踊りがあり、参加者一同大いに京都らしさを満喫しました。



◎ 三者共催ボウリング大会の開催（12月3日）

須磨税務署・近畿税理士会須磨支部・須磨納税協会の三者共催によるボウリング大会が「神戸スカイレーン」で開催されました。当日は41名の参加があり、和やかな雰囲気の中にも熱気のある大会となりました。

なお、2ゲームトータル328Pで須磨税務署の出口統括官が個人優勝。また、須磨税務署が団体優勝を手に入れました。



◎ 個人青年部・女性部合同研修会の開催（12月5日）

個人青年部・女性部では和風荘会議室において合同税務研修会を開催し、16名が参加しました。須磨税務署から横山副署長、是枝個人課税第1部門統括官を迎え、「国税に関する電話による相談」、「租税教室の開催状況」と題した講演がありました。身近で興味深い内容の研修会であり、参加者一同熱心に受講しました。研修会の後、須磨税務署の林署長も交え、意見交換会を開催しました。



◎ 個別記帳指導会の開催（12月10・11日）

個人部会では、個人事業者を対象とした「個別記帳指導会」を開催しました。担当税理士は、近畿税理士会須磨支部所属の上月税理士で、2日間で8名の方が指導を受けられました。

| | | |
|---|--|---|
|  <p>特定医療法人 慈恵会</p> <h3>新 須 磨 病 院</h3> <p>理事長 澤 田 勝 寛 病院長</p> <p>神戸市須磨区磯馴町4丁目1-6 (JR須磨海浜公園駅南100m) TEL : 078-735-0001 (大代表) FAX : 078-735-0721 URL : http://www.jikeikai-group.or.jp/shinsuma</p> |  <h3>新須磨クリニック</h3> <p>健診センター・美容外科 脳ドック・人間ドック・レディースドック 法定健診・特定健診等各種健康診断</p> <p>神戸市須磨区村雨町5-1-4 TEL: 078-735-1513 (予約)・078-735-0010 URL: http://www.jikeikai-group.or.jp/shinsuma</p> |  <p>須磨海浜公園駅</p> <p>新須磨クリニック</p> <p>新須磨病院</p> |
|---|--|---|

◎ 国税局所管法人税務講演会の開催（12月13日）

湊川神社内の楠公会館において、兵庫・長田・須磨納税協会共催の局所管法人研修会があり、須磨法優会の会員12名が参加しました。講師に大阪国税局調査部の村松洋介第一部長をお迎えし、「税務のグローバル化と新興国経済」という演題で講演がありましたが、ご自身の海外勤務から得た情報が満載であったため、非常に説得力のある内容でした。また、須磨税務署から林署長、桑名副署長にご来賓としてご参加いただきました。講演会の後、参加者による意見交換会があり、地域を越えた交流を行いました。



◎ 福祉制度委員会の開催（12月18日）

シーパル須磨におきまして、平成24年度第2回福祉制度委員会を開催しました。須磨納税協会の財政基盤は会費と保険手数料の収入が大きなものとなっています。この保険手数料の拡大と、会員の増強を目的として、福祉制度委員会が大きな役割を担っています。会議では、須磨納税協会の保険加入状況について大同生命・AIU保険会社の双方から説明があり、各委員が、加入者の紹介を行うための方策等について協議しました。



◎ 会長・副会長、税務署幹部への新年あいさつ（1月8日）

新年が明けた1月8日、須磨納税協会・須磨納税貯蓄組合連合会の各会長・副会長が須磨税務署の林署長以下の幹部を訪ねて新年の挨拶会を行いました。席上、今年一年が無事に過ごせますよう、また、景気の回復が早く来ますようにといった話で終始和やかに語り合いました。



◎ 法人税決算期別実務者研修会の開催（1月15日）

法人向けの決算期別（12・1・2月）実務者研修会が、神戸納税協会で開催されました。須磨納税協会から3名の方が出席し、公認会計士の鈴木先生から、平成23年度と同24年度の改正事項から決算期末における留意事項などについての解説があり、参加者一同熱心に聴き入りました。



◎ 確定申告広報打ち合わせ会の開催（1月18日）

納税協会会議室で確定申告広報打ち合わせ会を開催しました。例年確定申告時期には、納税協会の広報部会・個人青年部・女性部の皆様に、広報車にて自書申告の推進及びe-Taxの利用促進等のPR活動を行っていただいておりますが、今年もより良い広報活動のため街頭宣伝文言の内容等について熱く協議しました。



◎ 大阪国税局課税一部長講演会の開催（1月23日）

納税協会連合会が主催のホテル阪急インターナショナルで開催された講演会に、会長・副会長が出席しました。講師は、大阪国税局鈴木課税第一部長で、「事業継承税制の概要」についての講演をいただきました。講演会終了後、意見交換会があり地域を越えた交流を行いました。



〈救急告示〉医療法人 薫風会

佐野病院

診療科目

・内科・消化器内科・腫瘍内科・内視鏡内科・糖尿病内科・人工透析内科
・疼痛緩和内科・消化器外科・腫瘍外科・内視鏡外科・肛門外科・整形外科
・リハビリテーション科・婦人科・放射線診断科

TEL 078(785)1000

神戸市垂水区清水が丘2-5-1

・垂水駅から「清水が丘」行きバス終点
・舞子駅から「学園都市」行き西岡橋下車徒歩5分

MIYAKE

三宅商事株式会社

代表取締役 三宅隆志

本社 〒654-0034 神戸市須磨区戸政町3-4-5

TEL: 078-731-1494 FAX: 078-731-1473

東京店 〒132-0035 東京都江戸川区平井6-26-8

TEL: 03-3619-7528 FAX: 03-3619-7534

E-mail: info@miyakesyoji.com

◎ 小学校(4校)で租税教室を開催(1月16日～24日)

納税協会では、昨年に引き続き4校の小学校6年生を対象とした租税教室を実施しました。講師は、昨年と同様に、納税協会会員の長谷川さん、藤原さん、谷口さんの3名と、本年初めて講師となった小野さんの計4名です。須磨納税協会の説明から、税金の種類についての講義を行い、租税教育用ビデオ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を上映、税金の大切さについて分かり易く説明しました。最後に疑似体験として「一億円」の札束を披露したところ、生徒全員(先生も)から大きな反響があり、一束「千万円」の札束を手取るなど歓声に包まれました。

神楽台小学校(1/16)



(講師の長谷川さん)

多聞台小学校(1/17)



(講師の小野さん)

多聞南小学校(1/23)



(講師の藤原さん)

千代ヶ丘小学校(1/24)



(講師の谷口さん)

◎ 第7回兵庫ブロック青年部会ボウリング大会「須磨納税協会が団体優勝」(1月24日)

灘区の六甲ボウルにおいて、兵庫ブロック青年部会(芦屋当番協会)が主催するボウリング大会が123名(ゲーム参加者は104名)の参加者で開催されました。東は伊丹から西は相生までの各協会の青年部員及び各税務署の幹部が、35レーンに分かれ一人2ゲームの団体戦・個人戦の競技を行いました。団体戦は、参加者の上位3人の合計点(1,004点)が、1,000点の大台に乗った須磨納税協会青年部チームが初優勝!しました。個人戦も上月章嗣さん(税理士)が3位、横山勉さん(税務署副署長)が4位、栗原庸行さん(板宿装飾)が19位と上位に入賞しました。表彰式終了後、懇親会があり参加者それぞれ名刺交換し情報を取り交わすなど、盛況のうちに終了しました。



左から、上月さん、横山さん、栗原さん

◎ 法人税青会税務研修会の開催(1月25日)

法人税青会では、講師に須磨税務署の桑名副署長をお迎えし、新春税務研修会を開催しました。税務研修会では、須磨税務署の桑名副署長から「空を舞い〜ネットをかける現金」と題して、近年のネット社会と税金の関係について、興味深い内容のお話がありました。研修会終了後、林税務署長、出口法人課税1部門統括官を交え、意見交換会を行いました。時の経つのを忘れるくらい熱心な研修会でした。



《 確定申告の相談開始 》

平成24年分所得税の確定申告の相談日程が決まりました。今年度の確定申告に係る申告相談は、2月18日(月)から3月15日(金)の土・日曜を除く20日間、午前9時30分から午後4時まで税理士による申告書作成の無料相談(非会員は有料)を行います。各部会・地区別に相談日をお知らせしていますので、できるだけその指定された日においで下さい。なお、期間中納税協会は、駐車スペースも少なく使用できない場合がありますので、満車の場合はご了承ください。(近隣の駐車場をご利用ください。)

***** 決算期説明会のご案内【3・4・5月決算法人】*****

須磨納税協会では、神戸納税協会と共催で法人の決算期別説明会を開催します。開催日時は、平成25年4月15日(月)午後1時30分～3時30分で、場所は神戸市教育会館大ホールです。詳細につきましては、別途ご案内いたしますので、ぜひご参加ください。参加費は無料です。



鮫の増田屋

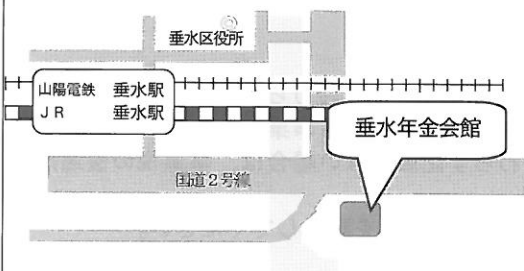
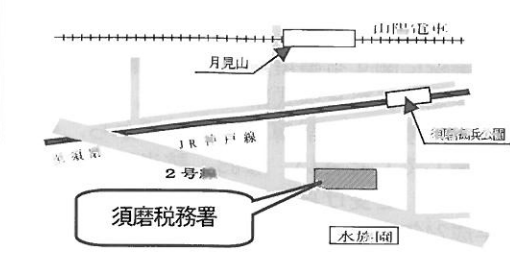
本店 垂水区日向2丁目5-17
電話 707-0333
JR垂水駅前店 電話 705-0331
平磯店 電話 752-1111

"二セ"協会職員等にご注意!

「納税月報の購読料をもらいに来た」などと、納税協会と紛らわしい名称を使って、刊行物の購読代金や研修会費等を請求する人が各地に出現しています。須磨納税協会では、納税月報の購読料の個別請求や集金は行っておりません。会員の皆様におかれましては、万一このような不審な請求があった場合には、請求者の確認をしていただき、直ちに須磨納税協会(☎731-1973)までお知らせください。

国税だより 須磨税務署

確定申告期間中の申告会場開設のお知らせ

| | | |
|--|---|--|
| 会 場 | 垂水年金会館4階大ホール 垂水区平磯 1-2-5 | 須磨税務署 2 階 須磨区衣掛町 5-2-18 |
| 開設期間 | 2月5日(火)～2月21日(木) (土・日曜・祝日を除く) | 2月1日(金)～3月15日(金) (土・日曜・祝日を除く) |
| 開設時間 | 9:30 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00 | 9:00 ～ 17:00 |
| 場 所 |  |  |
| <p>○ 垂水年金会館では、消費税、資産（土地・建物・株式等）の譲渡、贈与税、相続税の相談は行っていません。</p> <p>○ 垂水年金会館の受付終了時間は、午前11時、午後3時ですが、混雑の状況により、早めに会場の受付を締め切らせていただく場合があります。</p> <p>○ 2月1日から3月15日の間、税務署の駐車場はご利用いただけません。</p> <p>○ 各会場へは、公共の交通機関をご利用ください。</p> | | |

須磨税務署は、土・日曜日・祝日は閉庁しております。

平成25年2月24日と3月3日の日曜日に限り、下記の広域申告センターで確定申告の相談を行っていますので、ご利用ください（広域申告センターには、駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。）。

【広域申告センター】

- 開設場所：神戸クリスタルタワー 3階
(JR神戸駅南出口から徒歩約5分)
- 開設時間：9時から17時まで



国税庁ホームページの **確定申告** 検索

www.nta.go.jp

「確定申告書等作成コーナー」
で「申告書」が作成できます!

便利!

源泉徴収義務者の皆様へ

従業員の皆様への確定申告情報提供のお願い

最近、従業員の方でも確定申告をする方が増えていますので、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』からデータをダウンロードしていただき、回覧、配付、メール送信、電子掲示板への掲載などの方法により、従業員の皆様に情報提供していただきますようご協力をお願いいたします。

平成24年分所得税と平成24年分贈与税の申告と納付の期限は、3月15日（金）です。
平成24年分消費税・地方消費税（個人事業者）の申告と納付の期限は、4月1日（月）です。
振替納税をご利用されている方の口座振替日は、次のとおりです。

- ・ 申告所得税 4月22日（月）
- ・ 消費税・地方消費税（個人事業者） 4月24日（水）

なお、新規に振替納税をご利用される方は、納付の期限（申告所得税 3月15日、消費税・地方消費税（個人事業者）4月1日）までに税務署又は金融機関で手続きを行ってください。

県税だより 西神戸県税事務所

◆ ◆ ◆ 個人事業税の申告について ◆ ◆ ◆

所得税の確定申告または市民税・県民税の申告をした場合は、個人事業税の申告があったものとして取り扱われますので、重ねて申告する必要はありません。

ただし、次の場合は、別に県税事務所に個人事業税の申告をする必要があります。これらに該当するときで申告しなかった場合は、事業税の優遇措置（事業用資産の譲渡損失の控除等）が受けられませんのでご注意ください。

◆ 法人設立などにより事業を年の途中で廃止した場合

- 申告期限・・・事業廃止の日から1ヶ月以内

◆ 事業主の死亡により年の中で事業を廃止した場合で、廃止した年分に係る所得税の確定申告を行っていないとき

- 申告期限・・・廃止の日から4ヶ月以内

『事業税に関する事項』欄の記載をお願いします。

所得税の確定申告書B様式第二表には、「事業税に関する事項」欄が設けられています。

この欄は個人事業税の計算上必要ですから、個人事業税が課税になる事業所得などのある人で該当する項目がある人は必ず記載してください。なお、該当するにもかかわらず記載がない場合は、事業税の優遇措置（事業用資産の譲渡損失の控除等）を受けられませんのでご注意ください。

また、平成24年中に開業または廃業された人は開(廃)業した月日を記入してください。

◎ お問い合わせ先 西神戸県税事務所 課税第1課 TEL (078) 737-2373 (直通)



© 兵庫県2007

◆ ◆ ◆ 軽油引取税について ◆ ◆ ◆

- ◆ 軽油引取税は、ディーゼル車などの燃料である軽油を購入した人に課せられる県税です。税率は1リットルにつき32.1円です。

- ◆ 製造軽油（灯油などを混和して製造した軽油）や重油、灯油などを自動車の燃料として使用した場合も軽油引取税が課税されます。

- ◆ エチレンその他の石油化学製品を製造する人がその原料の用途に供する軽油に加え、平成27年3月31日までの措置として農業・林業・漁業・鉱物の掘採事業など法令で定める用途に供する軽油は免税されます。

**不正軽油は 作らない！ 売らない！ 買わない！
使わない！**



© 兵庫県2007

- ◇ 不正軽油とは、知事の承認を受けずに灯油等を混和して製造した軽油であり、不正軽油を自動車の燃料として使用すると『軽油引取税の脱税行為』になります。

不正軽油は、灯油等を使用して密造した燃料を「正常な軽油」と偽って販売するものであり、軽油引取税が納められていません。不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為のみでなく、大気汚染や硫酸ピッチの不法投棄にもつながり、県民の健康や生活を脅かす悪質な犯罪です。

**なくそう！
不正軽油**

◎ お問い合わせ先 西神戸県税事務所 課税第2課（軽油引取税担当） TEL (078) 737-2337 (直通)

市税だより

須磨市税事務所
垂水市税事務所

市県民税の申告は 3月15日(金)まで

今年も申告の時期になりました。市県民税の申告期間は2月18日(月)から3月15日(金)までの1か月間です。期限間近になりますと窓口は大変混雑いたしますので、申告はできるだけお早めにお済ませください。

★ 市県民税の申告をしなければならない人

平成25年1月1日現在に神戸市内に住所がある人で、平成24年中(平成24年1月1日～平成24年12月31日)に所得があった人のうち、次に該当する人

- ① 営業等、農業、不動産、利子、配当、雑などの所得があった人
(公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金以外の他の所得の金額が20万円以下の、所得税の確定申告をする必要のない人も申告をしてください。)
- ② 給与所得者で次に該当する人
 - ア 勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
 - イ 平成24年途中で退職し、再就職していない人
 - ウ 給与所得以外に所得のある人(給与所得以外の所得の金額が20万円以下で、所得税の確定申告をする必要のない人も申告をしてください。)
 - エ 雑損控除、医療費控除を受けようとする人
- ③ 配当所得がある人で次に該当する人(金額の多少にかかわらず)
 - ア 非上場株式等の配当所得がある人(所得税の源泉徴収税率が20%)
 - イ 上場株式等の配当所得のうち、発行済み株式総数の5%以上を所有する人(所得税の源泉徴収税率が20%)
- ④ 配当割及び株式等譲渡所得割を差し引かれた人で、還付及び税額控除を受けようとする人
※この件で申告をすると扶養親族として認定されなくなることや、国民健康保険・介護保険の保険料や医療費の自己負担が高くなる場合がありますので、申告書を提出する際にはご注意ください。

★ 市県民税の申告をしなくてもよい人

- ① 所得税の確定申告書を提出された人
- ② 給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が提出されている人
- ③ 公的年金等の所得のみの人で、年金支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人
(年金収入のみで所得税を源泉徴収されていない場合でも、市県民税において各種所得控除を受けようとする場合は申告をしてください。)
- ④ 平成24年中の所得が基礎控除額(33万円)以下の人
ただし、所得に関する証明書を必要とされる等の人は、申告をお願いします。

【お問い合わせ先・申告書提出先】

須磨市税事務所(市民税担当) ☎ 731-4341(代) 須磨区総合庁舎 須磨区役所3階
垂水市税事務所(市民税担当) ☎ 708-5151(代) レバンテ2番館 垂水区役所3階

固定資産の価格等の縦覧のお知らせ

ご自分の所有する土地または家屋の評価額と比較するために、同一区内に所在する他の土地または家屋の評価額をご覧いただくことができます。

- ① 縦覧期間 平成25年4月1日(月)～4月30日(火) (土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ② 縦覧会場 課税されている土地又は家屋が所在する区の手税事務所・北須磨支所
- ③ 縦覧できる帳簿 土地の固定資産税の納税者…所有する土地が所在する区の土地価格等縦覧帳簿
家屋の固定資産税の納税者…所有する家屋が所在する区の家屋価格等縦覧帳簿
- ④ 縦覧できる方 土地又は家屋の固定資産税の納税者
(お願い) ご本人であるかどうかご確認させていただく必要がありますので、運転免許証等ご本人確認ができるカード等をお持ちください。なお、4月中旬以降は、市税事務所からお送りする「平成25年度固定資産税・都市計画税納税通知書」もお持ちいただければ、お待ちいただく時間を短縮できます。

【お問い合わせ先】

須磨市税事務所(固定資産税担当) ☎ 731-4341(代) 須磨区総合庁舎 須磨区役所3階
垂水市税事務所(固定資産税担当) ☎ 708-5151(代) レバンテ2番館 垂水区役所3階

納期のお知らせ 固定資産税・都市計画税 第4期納期限 平成25年2月28日(木)

Getting Better

よりよく、もっとよりよくを目指して。

鉄道車両制御機器、変電所用開閉機器、変圧器周辺機器、活線浄油機、環境装置、産業用機器などの製造。

株式会社 カコテクノス

本社/神戸市須磨区大田町7-4-2 TEL(078)732-3851
小野工場/小野市北丘町355-16 TEL(0794)62-6411

NEW LIFE TOMORROW



関兼建設株式会社

神戸市中央区二宮町3丁目11-6 ☎(078)231-1000(代表)

生徒募集

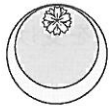
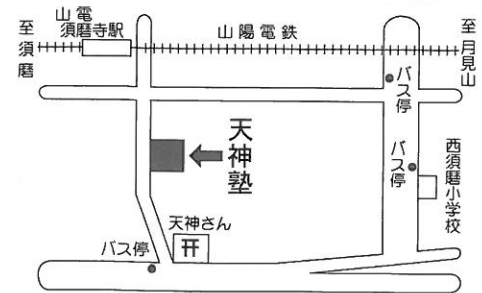
[申し込み受付中]

- 小学4年生から中学3年生●
- 小人数制(各クラス10名以内)

ひとりひとりの能力をひきだしなが
りキメ細かに学習指導いたします。

天神塾

須磨区天神町 4丁目2-15 TEL 734-1112
イイヒトニ



税の相談は 正規の税理士へ

近畿税理士会 須磨支部

支部長 吉川 嘉彦

〒654-0064 神戸市須磨区北町3丁目2-4 フジワラビル2F 電話 神戸(078)735-2131 F A X 神戸(078)735-2306



昭和46年に発足し、
納税協会会員のみならず共に歩んできた
「経営者大型総合保障制度」は、
平成23年に創設40周年を迎えます。



神戸支社 明石営業部/明石市梅原町8-34
TEL 079-911-2357



神戸支店 兵庫県神戸市中央区川崎町1-3-1
(神戸ハーバーランドセンタービル16F)
TEL 078-360-2401

発行所 公益社団法人 須磨納税協会 須磨納税貯蓄組合連合会
神戸市須磨区大田町5丁目2-21 ☎731-1973

協賛 須磨税務署 西神戸県税事務所 須磨・垂水区役所
印刷・(有)吉田印刷所

納税協会のホームページ <http://www.nouzeikyoikai.or.jp>